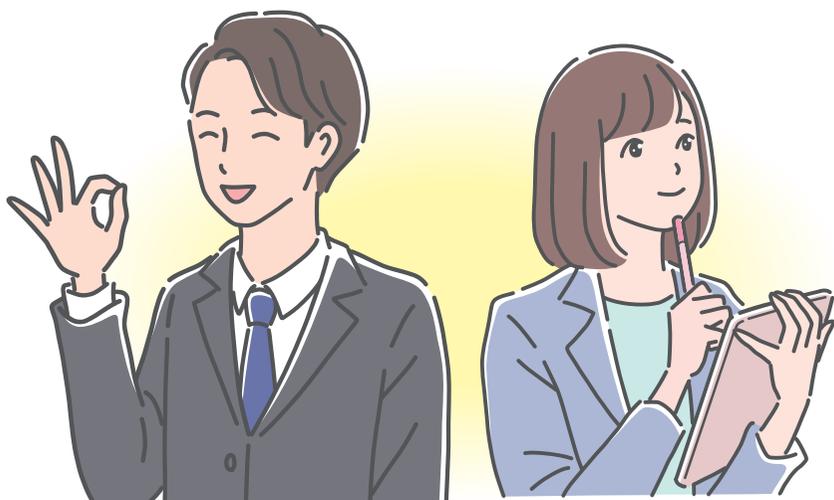


Q&A 令和7年分

年末調整の 実務ガイド

給与所得控除や基礎控除の引上げ、特定親族特別控除の創設など改正項目満載

パソコン・
スマホで
視聴できる
解説動画付き



各種控除の計算から過不足額の精算まで
年末調整のキホンを解説!

はしがき

ここ数年の税制改正により、年末調整の手続は複雑になってきています。令和7年度税制改正は、基礎控除及び給与所得控除の見直しにより、長年続いてきたいわゆる「年収103万円の壁」が引き上げられました。また、新たな所得控除として特定親族特別控除が創設され、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件が引き上げられました。いずれの改正も、令和7年12月1日以後に行う年末調整での対応となります。

年末調整の計算は、ソフトウェアを使って行うことが多いと思いますが、年税額の計算の仕組みや改正事項についての理解は必要です。また、所得控除や税額控除の適用要件についての知識がなければ、正しい控除を適用することができず、誤った計算結果を導いてしまうかもしれません。

本冊子は、煩雑に感じられる年末調整手続について、Q & A形式で、できる限り細かな論点は省き、基本的な流れと実務上必要となる事項を取り上げています。

年末調整実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目次

■ 令和7年度の税制改正について	4
Q 1 年末調整の手順は？	6
コラム 1 所得控除と税額控除	7
Q 2 年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？	8
コラム 2 所得税の税率	9
Q 3 年末調整の対象になる人は？	10
コラム 3 非居住者である親族について扶養控除などを受ける場合の必要書類	11
Q 4 年末調整の対象となる給与は？	12
Q 5 所得金額調整控除とは？	14
Q 6 〈年末調整で適用できる所得控除①〉 扶養控除	16
コラム 4 扶養親族の範囲	17
Q 7 〈年末調整で適用できる所得控除②〉 障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除	18
Q 8 扶養控除等申告書のチェックポイントは？	20
コラム 5 合計所得金額とは	24
コラム 6 住民税に関する事項欄の記載	24
コラム 7 令和8年分以後の扶養控除等申告書の記載事項の変更	25
Q 9 〈年末調整で適用できる所得控除③〉 基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除	26

Q 10	基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書のチェックポイントは？	29
コラム 8	源泉徴収票の提出方法の見直し	33
Q 11	〈年末調整で適用できるその他の所得控除〉生命保険料控除・地震保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・社会保険料控除	34
コラム 9	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	37
Q 12	年末調整で住宅ローン控除を適用するときの注意点は？	38
コラム 10	住宅ローン控除の申告手続等の見直し	40
コラム 11	転勤と住宅ローン控除	41
Q 13	年末調整手続の電子化とは？	42
資料 1	令和 7 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	45
資料 2	令和 7 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表など	54
資料 3	令和 7 年分年末調整チェック表	巻末

●本冊子では、各書類を次のとおり記載しています。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：扶養控除等申告書
 給与所得者の基礎控除申告書：基礎控除申告書
 給与所得者の配偶者控除等申告書：配偶者控除等申告書
 給与所得者の特定親族特別控除申告書：特定親族特別控除申告書
 給与所得者の保険料控除申告書：保険料控除申告書
 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書：住宅借入金等特別控除申告書

(注) 本冊子の内容は、令和 7 年 9 月 12 日現在の法令等に基づいています。なお、本冊子中の生年月日の記載は、令和 7 年分の年末調整を前提としています。

令和7年度の税制改正について

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、**基礎控除及び給与所得控除の見直し**が行われ、長く続いたいわゆる「年収103万円の壁」が引き上げられました。また、就業調整対策の観点から、大学生年代の子などを持つ所得者本人に係る新たな所得控除として**特定親族特別控除が創設**されました。これらに加え、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の引上げも行われました。

いずれの改正も、**令和7年分以後の所得税**に適用されますが、令和7年分の所得税については、**令和7年12月1日以後に行う年末調整又は確定申告で適用**されることとなります。**令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務は、改正前の制度に基づいて行います。**

(1) 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除について、**合計所得金額の区分が3段階から8段階へ変更**され、**控除額は最大で95万円**となりました。

■ 基礎控除額

所得者本人の合計所得金額	基礎控除額	
	令和6年分	令和7年分以後
132万円以下	48万円	95万円
132万円超 336万円以下		88万円*
336万円超 489万円以下		68万円*
489万円超 655万円以下		63万円*
655万円超 2,350万円以下		58万円
2,350万円超 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

* 合計所得金額132万円超655万円以下の3つの区分は、**令和7年分と令和8年分の所得税のみに適用**されます。令和9年分以後は、合計所得金額132万円超2,350万円以下の区分の基礎控除額はすべて58万円となります。

(2) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、**55万円から65万円に引き上げ**られました。

■ 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和6年分	令和7年分以後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	給与等の収入金額×40% -10万円	
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額×30% +8万円	
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額×20%+44万円	
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額×10%+110万円	
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	

(3) 特定親族特別控除の創設

大学生年代の子などについて、控除対象扶養親族としての所得要件を超えた場合にも、一定の所得控除を受けられる仕組みが導入されました。この新たな控除を**特定親族特別控除**といいます。

特定親族特別控除の対象者（特定親族）及び控除額は、次のとおりです。

(特定親族) 所得者本人と生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満の親族等***で、
合計所得金額が58万円超123万円以下の人

* 配偶者及び青色事業専従者等を除きます。

■ 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額	
58万円超 85万円以下	63万円	← 扶養控除（特定扶養親族）と同額 段階的に控除額が減少
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	

(4) 同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し

同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額などの金額要件が引き上げられました。

■ 同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額などの金額要件

各種控除に係る区分	金額要件	
	令和6年分	令和7年分以後
同一生計配偶者・扶養親族	合計所得金額 48万円以下	合計所得金額 58万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	合計所得金額 48万円超133万円以下	合計所得金額 58万円超133万円以下
ひとり親控除の生計を一にする子	総所得金額等の合計額 48万円以下	総所得金額等の合計額 58万円以下
勤労学生控除の勤労学生	合計所得金額 75万円以下	合計所得金額 85万円以下
家内労働者等の事業所得等の 所得計算の特例	必要経費に算入する金額の 最低保障額55万円	必要経費に算入する金額の 最低保障額65万円

Q1

年末調整の手順は？

年末調整の手順と年末調整に必要な書類の種類を教えてください。

A

年末調整の手順と年末調整に必要な書類（①～⑦）は、次のとおりです。

手順1 「①扶養控除等申告書」の記載内容の確認

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

②所得金額調整控除申告書*
③保険料控除申告書
④配偶者控除等申告書*
⑤特定親族特別控除申告書*
⑥基礎控除申告書*
⑦住宅借入金等特別控除申告書

* 所得金額調整控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書、基礎控除申告書は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として1つの様式にまとめられています。

手順3 年調年税額の計算

手順4 過不足額の精算

→ [Q2] 参照

解説

手順1 扶養控除等申告書の記載内容の確認

扶養控除等申告書は、毎年最初の給与支払日の前日までに、役員や従業員（以下「従業員等」といいます。）から提出を受ける書類です。年の中で申告内容に異動が生じたときには、そのつど異動申告を受けることになっています。**年末調整**は、**扶養控除等申告書を提出している人について行います**。よって、年末調整を行う時までには、対象者全員から**扶養控除等申告書**が提出されているかを確認し、提出していない従業員等がいる場合には提出するよう依頼します。また、すでに提出を受けている**扶養控除等申告書**の記載内容について確認し、異動があると思われる人からは異動申告を受けておく必要があります。

■ 異動申告が必要なケース（例）

- 源泉控除対象配偶者が増加又は減少した（結婚、配偶者の就職等）
- 控除対象扶養親族が増加又は減少した（退職、結婚、死亡等）
- **所得者本人**が障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当することとなった
- 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

令和7年度税制改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合には、異動申告が必要です（→ 5 ページ、21 ページ参照）。

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

年末調整では、2種類ある所得金額調整控除のうちの1つ及び16種類ある所得控除のうちの13種類について適用を受けることができます。税額控除のうち年末調整で適用を受けることができるのは、住宅ローン控除のみです。なお、令和7年度税制改正事項（→4ページ参照）は、令和7年12月1日以後に行う年末調整で適用します。

従業員等が年末調整で所得控除及び税額控除の適用を受けるには、各控除に対応する申告書を勤務先に提出する必要があります。提出が求められる申告書と各控除との関係は、次のとおりです。

申告書	適用を受ける各種の控除		
所得金額調整控除申告書（→[Q10]参照）	所得金額調整控除（→[Q5]参照）		
扶養控除等申告書（→[Q8]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 扶養控除（→[Q6]参照） 障害者控除（→[Q7]参照） ひとり親控除（→[Q7]参照） 寡婦控除（→[Q7]参照） 勤労学生控除（→[Q7]参照） 	所得控除	
保険料控除申告書（→[Q11]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除 地震保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 社会保険料控除（給与や賞与から天引きされていない社会保険料がある場合） 		→[Q11]参照
配偶者控除等申告書（→[Q10]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者控除（→[Q9]参照） 配偶者特別控除（→[Q9]参照） 		
特定親族特別控除申告書（→[Q10]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 特定親族特別控除（→[Q9]参照） 		
基礎控除申告書（→[Q10]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除（→[Q9]参照） 		
住宅借入金等特別控除申告書（→[Q12]参照）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン控除（→[Q12]参照） 	税額控除	

コラム1 所得控除と税額控除

所得控除と税額控除は、年税額の計算において控除するタイミングが異なります。所得控除は、所得金額を計算する過程（税率を掛ける前の段階）で控除します。一方、税額控除は、所得金額に税率を掛けて算出された所得税額から控除します。

所得金額

×

税率

=

所得税額

所得控除はこの計算過程で差し引く

税額控除はここから差し引く

Q1

年末調整の手順は？

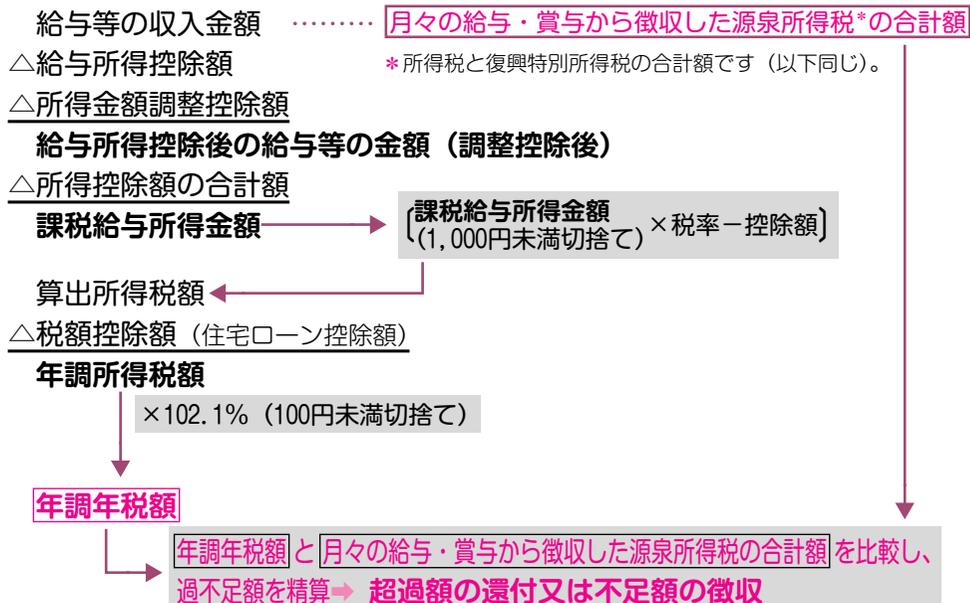
Q2

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法について教えてください。

A

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は、次のとおりです。



解説

(1) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与等の収入金額」とは、令和7年1月から12月までの間に支給した給与と賞与の合計額です。社会保険料や源泉所得税*を控除する前の金額で、非課税となる通勤手当**等は除きます。

* 所得税と復興特別所得税の合計額です（以下同じ）。

** 自動車通勤を行う人への通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。最新情報にご注意ください。

「給与等の収入金額」から**給与所得控除額**を差し引いて、**給与所得控除後の給与等の金額**を計算します。実務的には「令和7年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（⇒ **資料1** 参照）」を使って金額を求めます。

なお、所得金額調整控除申告書（⇒ **Q10** 参照）が提出されている場合には、さらに**所得金額調整控除額**（⇒ **Q5** 参照）を差し引いて**給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）**を求めます。

(2) 課税給与所得金額の計算

従業員等から提出された各申告書の内容に基づいて、所得控除額の合計額を計算します。

① で求めた**給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）**から所得控除額の合計額を差し

引いて課税給与所得金額（1,000円未満切捨て）を求めます。

従業員等が年末調整で適用を受けられる所得控除は、【Q1】で示した13種類です。

(3) 年調所得税額の計算

【2】で求めた課税給与所得金額に、「令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2参照）」を適用して算出所得税額を計算します。

住宅借入金等特別控除申告書（→【Q12】参照）が提出されている場合には、算出所得税額から税額控除額（住宅ローン控除額）を差し引き年調所得税額を求めます。

(4) 年調年税額の計算と過不足額の精算

年調年税額は、所得税と復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計額です。そこで、【3】で求めた年調所得税額に102.1%を掛けて年調年税額（100円未満切捨て）を求めます。

最後に、年調年税額と月々の給与・賞与から徴収した源泉所得税の合計額を比較し、過不足額を精算します。

■ 過不足額の精算例

年調年税額①	徴収した源泉所得税の合計額②	過不足額の精算（①－②）
150,000円	200,000円	△50,000円（超過額）→還付
150,000円	130,000円	20,000円（不足額）→徴収

コラム2 所得税の税率

所得税の税率は、分離課税のものを除くと5%から45%までの7段階の超過累進税率（所得が多くなるにつれ、税負担が増える仕組みの税率）です。

課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%
195万円を超え 330万円以下の金額	10%
330万円を超え 695万円以下の金額	20%
695万円を超え 900万円以下の金額	23%
900万円を超え 1,800万円以下の金額	33%
1,800万円を超え 4,000万円以下の金額	40%
4,000万円を超える金額	45%

（計算例）課税される所得金額が600万円の場合

$$195万円 \times 5\% + (330万円 - 195万円) \times 10\% + (600万円 - 330万円) \times 20\% = 77.25万円$$

*「令和7年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2参照）」は、超過累進税率の仕組みを速算表として表したものです。速算表を使って計算しても、下記のとおり、計算結果は同じになります。

$$600万円 \times 20\% - 42.75万円 = 77.25万円$$

Q3

年末調整の対象になる人は？

年の途中で退職した人についても年末調整をするケースがあると聞きました。
年末調整の対象になる人とならない人を具体的に教えてください。

A

年末調整の対象になる人は、本年最後の給与や賞与(以下「給与等」といいます。)を支払う時まで、**扶養控除等申告書を提出している人**のうち、本年中に支払うべきことが確定した**給与等が2,000万円以下の人**です。

なお、年の途中で退職した人のうち、退職してから年末までの間に、他から給与等の支払を受けないと見込まれる人も年末調整の対象になります。

解説

(1) 年末調整の対象になる人・ならない人

年末調整の対象になる人とならない人をまとめると、次のとおりです。

年末調整の対象になる人	<p>扶養控除等申告書を提出している人のうち、次のいずれかに該当する人（⑤から⑩に該当する人は除きます。）</p> <ul style="list-style-type: none">① 1年を通じて勤務している人② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人③ 年の途中で退職した人のうち、次に該当する人<ul style="list-style-type: none">(ア) 死亡退職した人(イ) 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、その年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人(ウ) 12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人(エ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、その年中に支払を受ける給与等の総額が123万円以下であり、退職後その年中に他から給与等の支払を受ける見込みがない人④ 年の途中で1年以上の予定で海外転勤した人
年末調整の対象にならない人	<ul style="list-style-type: none">⑤ 扶養控除等申告書を提出していない人⑥ 本年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人⑦ 年の途中で退職した人のうち、③以外の人⑧ 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、他の勤務先に扶養控除等申告書を提出している人（乙欄給与の人）⑨ 非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する人⑩ 継続して同一の雇用主に雇用されない人（日雇い労働者等）⑪ 災害減免法の規定により、源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

(2) 「扶養控除等申告書」の提出について

扶養控除等申告書は、源泉控除対象配偶者や扶養親族等がない人からも提出を受ける必要があります。ただし、2か所以上から給与等の支払を受けている人の場合には、主たる勤務先にのみ提出してもらうようにします（同時に複数の勤務先へ提出することはできません）。

なお、**扶養控除等申告書**が提出されている人については「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の甲欄を用いて源泉徴収を行い（**甲欄給与**）、扶養控除等申告書が提出されていない人については同表の乙欄を用いて源泉徴収を行います（**乙欄給与**）。

(3) 令和7年11月30日以前に行う年末調整の注意点

基礎控除の見直し等の令和7年度税制改正事項（⇒4ページ参照）は、令和7年12月1日から適用されます。したがって、**令和7年11月30日以前に行う年末調整においては、令和7年度税制改正前の制度に基づいて計算を行います。**

コラム3 非居住者である親族について扶養控除などを受ける場合の必要書類

源泉徴収や年末調整にあたり、従業員等が非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、その親族に係る確認書類を勤務先（給与支払者）に提出又は提示する必要があります。

各控除を受ける場合に必要な確認書類は、次のとおりです。

① 扶養控除を受ける場合の確認書類

非居住者である親族の年齢等		扶養控除等申告書の提出時	年末調整時
16歳以上30歳未満又は70歳以上		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上70歳未満	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	親族関係書類及び留学ビザ等書類	送金関係書類
	障害者	親族関係書類	送金関係書類
	扶養控除の適用を受ける人から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	親族関係書類	38万円送金書類
	その他	なし（扶養控除の対象外）	

② 配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除を受ける場合の確認書類

適用を受ける控除	扶養控除等申告書の提出時	年末調整時
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類（源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ）	親族関係書類及び送金関係書類*
特定親族特別控除	親族関係書類（源泉控除対象親族（⇒25ページ参照）に該当する場合のみ）	親族関係書類及び送金関係書類*
障害者控除	親族関係書類	送金関係書類

* 配偶者控除等申告書又は特定親族特別控除申告書を提出する場合に必要となります。なお、扶養控除等申告書の提出時に、親族関係書類を勤務先に提出又は提示している場合には、年末調整時に親族関係書類を提出又は提示する必要はありません。

〈参考〉

親族関係書類	戸籍の附票やパスポートの写し等、非居住者である親族が従業員等の親族に該当することを証明する書類
留学ビザ等書類	外国におけるビザや在留カードの写し等、非居住者である親族が留学の在留資格をもって外国にいることを証明する書類
送金関係書類	金融機関の書類やクレジットカード発行会社の書類等、その年において従業員等が非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払をしたことを明らかにする書類
38万円送金書類	送金関係書類のうち、従業員等から非居住者である親族へその年に支払った金額の合計が38万円以上であることを明らかにする書類

Q4

年末調整の対象となる給与は？

当社は前月分の給与を当月25日に支払っています。令和7年分の年末調整の対象となる給与はどのように計算するのでしょうか。また、年の中で入社した従業員の場合、当社から支給した給与のみを対象として年末調整するのでしょうか。

A

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に支給日が到来する給与等です。したがって、貴社の令和7年12月分の給与(令和8年1月23日支給)は、令和7年分の年末調整の対象にはなりません。

また、年の中で入社した人のうち前職がある人については、前職の給与等も含めた金額で年末調整を行います*。貴社から支給した給与等のみを対象として年末調整することはできません。

*前の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合の取扱いです。

解説

(1) 年末調整の対象となる給与

年末調整は、本年中に支払うべきことが確定した給与等について行います。本年中に支払うべきことが確定した給与等とは、支給日として定められている日が本年の1月1日から12月31日の間に到来するものです。ただし、非居住者に該当する期間に支払を受けた給与等は、年末調整の対象になりません。

(2) 年の中で扶養控除等申告書が提出された人の場合

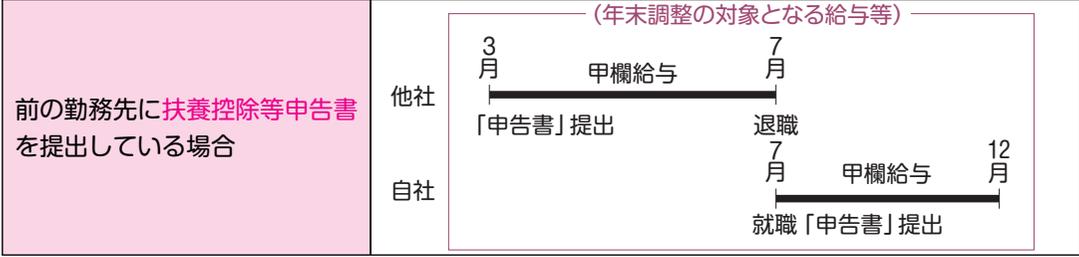
年の中で扶養控除等申告書が提出された人の場合、年末調整の対象となる給与等の範囲は、次のようになります。

<p>乙欄給与の支払を受けていた人が、年の中で扶養控除等申告書を提出した場合</p>	<p>(年末調整の対象となる給与等)</p> <p>1月 乙欄給与 8月 甲欄給与 12月</p> <p>「申告書」提出</p>
<p>本年の中で扶養控除等申告書の提出先(主たる給与の支払先)が入れ替わった場合</p>	<p>(年末調整の対象となる給与等)</p> <p>他社 1月 甲欄給与 9月 乙欄給与 12月</p> <p>「申告書」提出</p> <p>自社 1月 乙欄給与 9月 甲欄給与 12月</p> <p>「申告書」提出</p>

(3) 年の途中で入社した人の場合

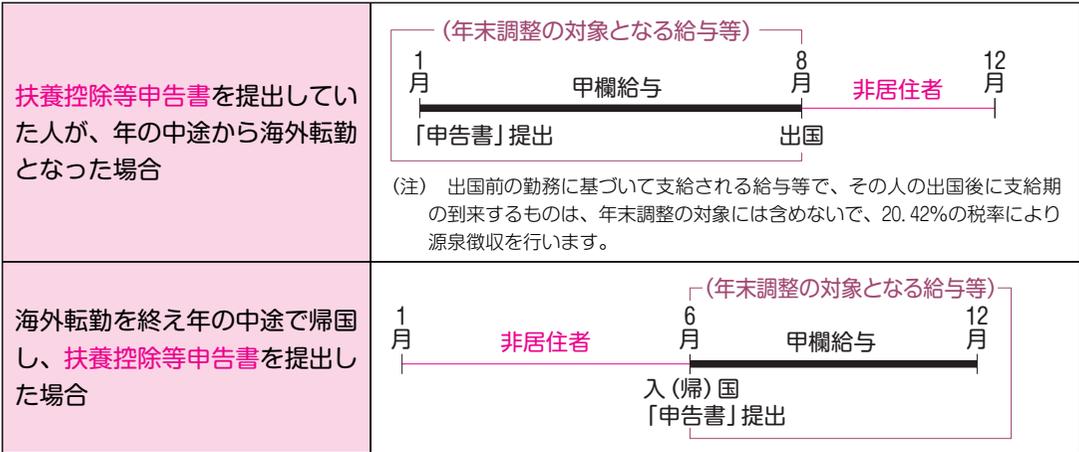
年の途中で入社した人のうち、前の勤務先にも**扶養控除等申告書**を提出していた人については、前職の給与等も含めて年末調整を行うこととされています。この場合、自社から支払った給与等のみを対象として年末調整することはできません。

年の途中で入社した従業員等から提出されている**扶養控除等申告書**を点検し、**前の勤務先から交付された源泉徴収票が添付されているか確認**しておく必要があります。



(4) 年の途中で海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合

非居住者に該当する期間に支払われた給与等は、**年末調整の対象となりません**。したがって、海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合、年末調整の対象となるのは次のとおりです。



(5) 死亡退職した人の場合

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の途中で死亡退職した場合には、死亡日までに支給日が到来する給与等が年末調整の対象となります。

死亡前の勤務に基づく給与等のうち**死亡後に支給日が到来するものは、所得税ではなく相続税の課税対象**となります。したがって、年末調整の対象とはなりません。

